※ (1)(2)(3)の合計額を交付

補助金等名称	補助等	の 基	準 申 請 書 送付時期	補助金等名称	補助	等	の基準	申 請 送付時期
コミュニティ 動 推 金	(1)の活動と、(2)~(4)の活動それぞれ複数事業を行う場合に交付 (1)事務連絡活動 住民相互間の連絡網の整備、行政事務の住民への連絡のための活動(回覧板、掲示板の整備等も含む) (担当地域コミュニティ支援課) (2)青少年育成活動 青少年の健やかな成長に資する健全育成、非行防止のための活動 (担当子育で支援課) (3)地域・世代間交流活動 (担当子育で支援課) (3)地域・世代間交流活動 高齢者と若い世代の交流活動等、地域・世代間の交流を図る活動 (担当地域コミュニティ支援課及び福祉総務課) (4)クリーンよこすが活動 クリーンよこすが活動 クリーンよこすが運動において、地域住民への啓発及び地域の清掃等の美化活動		を行う	町建補 () ※R 6 年 3 年 3 年 3 年 4 年 3 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5	区分	補助率	補助限度額	該当町内
			[接課]		新・増改築及び 会館購入等 (70万円以上)	5/10	1,000 万円	は事前に 談予約 を 願いしま す。 ※施工後
			[援課]		耐震補強工事 (注2)	5/10	650 万円	ご相談V だいた 合、補助
			務課) 5月上旬 境に申請		70万円未満でも 対象となる工事	5/10	バリアフリー目的工事(進入通路 整備、手すり設置、和便器を洋 便器に取り替えるなど)、消防用 設備工事が対象(補助限度額 130万円)	の交付を きかねる 合があり す。
	四次小田川寺小天10日到	(担当 環境政	書を送付 (策課)		区分	補助率	補助限度額	
	【交付金額】 ・世帯割 1世帯につき 500円 ・会長活動費 各団体一律 12,000円 ・均等割 町内会世帯数 交付金額 50 世帯以下 188,000円 51 ~ 100世帯 191,000円			町内会館耐震診断補 助 金	木造以外	3/4	18万円 150万円	該当町内
					補助対象は 平成12年5月31日以前に建築確認を得て建築した会館(木造に限る。) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築した会館(木造以外に限る。)			は 事前に 相談くだ い
	101 ~ 300 世帯 301 ~ 500 世帯 501 ~ 1,000 世帯 1,001 ~ 1,500 世帯 1,501 世帯以上	2 0 4, 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	円 円 円 円	町内会館 建設等資金 利子補給金 利子補給金 単設等資金 利子補給分象借入限度額 500万円 利子補給 年利率(上限3%)				
町内会法人化足進事業補助金	町内会・自治会の法人化に伴う不動産の登記費用に 対する補助 補助率 登録免許税相当額の3/10 補助限度額 土地50万円、建物50万円		に 該当町内会 へ認可の際 に交付	注1 一部でも建物の増改築をする場合は、建築基準法に基づいて工事を行ってくだる 工事の発注に関しては、市内の事業者を優先してください。 工事(リフォーム含む)及び市内工事業者等については建築士による相談が受けら				
重合町内会 浦 助 金	各地区連合町内会に補助 (1)均 等 割 1 E (2)町内会数割 1 m	団体 50,00 町内会 2,00 世帯		連絡先: (一社) 神奈川県建築士事務所協会横須賀支部(046-823-0386) 注2 横須賀建築設計事務所協会に、耐震診断および耐震改修設計を依頼していることか 要件です。 ※赤字部分が今年度からの変更点となります。				